

千葉県報

号外
令和2年4月1日

主要目次

- 都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の変更（七件）
- 千葉県流域下水道事業の業務に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定
- 都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧（七件）
- 千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令
- 令和元年八月二十日付け県報第一三四五五号中

告

示

千葉県告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、成田市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

成田市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

成田市幡谷字又沼の全部の区域並びに幡谷字大坂、字宮谷、字八重作、字馬場下、字宮下、字上田、字山王、字宮前、字洪川及び字桜谷津、磯部字安崎、荒海字安崎、字茅場、字川表、字大尖、字坊窪、字江地山、字田遠、字根田、字鳥打、字下塚、字池、字表及び字石橋、飯岡字高田及び字根田、大山字中峯、字天神下、字居下、字平五郎治及び字屋敷添、駒井野字本郷、字館曲輪、字板橋、字高芝請所、字大水野、字東、字荒追、字広田及び字台ノ田、取香字ブウチ、木の根字平和台、十余三字四本木、字瓜生池、字稻荷峯及び字円妙寺、小泉字坂ノ台、字遠畔、字坂ノ台後、字和田谷津、字川名

古、字平四郎、字寺谷津、字松ノ木、字馬場台、字下谷津、字高北、字大古山、字柳町、字屋敷台、字下り松、字堀越、字坊向、字音蒔、字大峯、字仲峯、字物頭、字谷津口、字谷渡、字山ノ下及び字仲定、新泉、成毛字屋敷前、字月貫、字長山、字合台、字右田、字千田入、字東及び字水海道、大室字大沢、字駒返、字上曾々井、字竜面及び字白雉台、土室字高崎、字原出、字居ノ内、字尾羽根、字長山、字坊前、字林及び字大沢、大生字鍛冶作及び字入谷津、水掛字長町及び字東、久住中央二丁目、久住中央三丁目、久住中央四丁目並びに東峰字松翁の各一部の区域

千葉県告示第二百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

成田市滑川字朝日ヶ淵、字上中島、字下中島、字中台、字入、字船戸、字宿、字向、字広畑、字貝作、字古渡り及び字池田、大菅字間々田及び字七曲り、西大須賀字広瀬、字根木名淵、字石橋、字見立前、字堀ノ内、字円ヶ下、字溜井、字畑屋敷、字紅梅田、字迎田、字内谷津、字渡戸及び字七曲り、四谷字内谷津、字渡戸及び字七曲、高倉字堂下、字仲川端、字殿下及び字入給並びに名古屋字浅間下、字浅間台、字廻り山、字遠崎、字姥ヶ作、字下井戸、字稲葉下、字稲葉山、字稲荷作、字登城、字根古屋、字荒生、字小堤、字能下、字折紙、字殿井戸、字登城御茶園、字登城二ノ丸、字城ノ腰、字川渡、字アサガ台及び字七曲の全部の区域並びに新川、滑川字利根川付、字宮下、字大堤根、字川向、字柳島、字細町、字菅埜、字菊水、字流作、字二反割、字五畝割、字二畝割、字辺田、字新宿、字内沼、字上内沼、字城台、字根古作、字猫作、字南台及び字栗山、大菅字道切田、字くじみね、字古渡、字根古作、字女化、字向、字南、字下夕田、字下夕山、字清水及び字裏、西大須賀字草苺、字谷津、字浅間作、字浅間下、字中畑、字新切、字八幡前、字尾羽根下、字曾根、字コモ田、字水入、字柳沢、字前里、字仏具田、字山田入及び字君作り、四谷字根木名、字下埜及び字曾根、高倉字高倉下、字松山、字八幡、字八幡下、字妙見、字天神台、字峯ノ内及び字久夫並びに名古屋字宮下、字宮台、字和田、字塔之前、字坊作、字小菅谷津、字山ノ内、字尾羽根、字鍛冶作、字助崎、字道作、字内宿、字子神、字鳥井戸、字根堀及び字花島の各一部の区域

千葉県告示第二百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

成田市吉岡字後ヶ沢及び字次郎四郎入の各一部の区域

千葉県告示第二百二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

香取郡多古町一畝田字格入、字馬場山及び字檜久ぼ、喜多大原字原台及び字山ノ作、喜多字中谷、字先上、字居山、字脇ノ下、字上、字作、字東口、字居下、字御宮谷、字扇谷、字扇ヶ谷、字台及び字坊田、五反田字町道下、字清水沢、字川戸、字向山、字居下、字谷角、字谷、字宅地、字五重下句、字万谷、字万作台、字日影台、字三畝坂、字登櫻道、字千田、字脇ノ坂、字脇ノ台、字下夕田、字戸崎、字漆房、字与五良、字中台、字土道、字土道台、字牛ヶ鼻、字道祖神、字千芝、字腰巻及び字宮ノ下、林字中台、字日影、字小島台、字長者屋敷、字川戸、字塔後台、字堂後台、字堂後、字堂坂、字当貫、字当木ノ台、字当木、字瓜谷、字水垂、字当板、字中ノ峯、字佐吾伝、字五路押、字五路押向、字御倉山、字台山、字脇、字谷山、字谷、字名内、字内輪戸、字柳谷、字折戸、字折戸台、字折越、字牛作台、字牛作、字本谷、字本谷横、字中ノ割、字堂ノ谷、字不動峯、字膳棚、字堂谷、字長山、字長山下、字道祖神、字奥道祖神、字前道祖神、字扇子田、字大林上町、字田向、字大林、字上人塚、字外輪戸、字栗ハギ谷、字入子、字一杯所台、字大林仲町、字大林下町、字生板倉、字倉持、字遠菅谷台、字牛谷台、字柳谷台及び字蔵持、水戸字倉持台、字巢根谷、字中ノ台、字吹入口、字千田後、字千田台、字聖り谷、字岩谷、字岩谷台、字柳谷、字七折、字塚ノ後、字塚ノ前、字三町田、字母木戸台、字母木戸、字ちぢり台、字高野田、字瀬谷内、字小垣、字千田谷、字道面、字道西、字鍵田、字倉持、字新谷内、字初田後、字胤口、字初田、

字入ノ台、字鳥喰、字一ノ谷、字仲ノ谷、字中堤、字谷ノ台、字能佐、字能佐台及び字能佐下、千田字七折、字三町田、字脇谷、字裏山、字深田、字鴻ノ巢、字和田下、字岩ノ台、字滝ノ脇、字寺ノ下、字大法花、字下田、字山ノ崎、字吉郎、字古垣、字ビリ夕、字向山、字木城地、字キジフジ、字キジャフジ、字西ノ台、字西ノ下、字山ノ台、字古屋敷、字道端、字大坂、字飯屋、字屋倉、字三谷、字宮ノ前及び字内保作、島字母木戸、船越字桔梗地、字宮谷、字谷及び字戸上並びに牛尾字儘田、字儘田台、字ママ田、字ママ田台、字坊屋敷、字脇芝、字遠谷、字仙神、字ふご内、字庚塚、字虚空蔵、字根切、字戸上台、字戸上、字上池、字下池、字中池、字腰巻、字鴻ノ巢、字居山、字枋木台、字長谷、字山ノ越、字子の神台、字辺田、字水は沈、字へ田台、字和田台、字和田、字辺田下、字宮ノ下、字宮ノ脇、字白幡山、字切通し、字遠西、字西ノ下、字辻、字池ノ端、字弁天際、字前池、字高野下、字的場、字向地、字浅間山、字滝辺田、字浅間下、字長溝、字大柳、字台、字和田下、字大石田、字大境、字三丁、字新田尻、字辰新田、字埜岸、字宮下、字池下、字居下、字引船、字下谷、字郷分、字落合、字白谷、字尻堰、字坂田道、字横町、字城辺田、字菱沼、字戸寄下、字天王下、字井戸田、字馬場下、字田中下、字城ノ台、字広フジキ、字城辺田台、字旅内、字旅内下、字旅内台、字坊下、字戸崎、字寺台、字天王、字天王台、字遠下、字中居、字馬場、字馬場台、字田島台、字田嶋、字中西、字中西台及び字内谷の全部の区域並びに一畝田字甚兵衛山、字根岸山、字モチ田、字竹ノ下、字向台、字深田、字丹波山、字川向及び字間程、間倉字加茂台及び字加茂台上、飯笹字大蔵、喜多大原字平台、字助藤、字白幡、字木戸口、字中峯、字一ツ塚及び字アベカラ、喜多井野字井ノ澤、喜多字中の澤、字上谷台、字犬ヶ谷、字大谷台、字大谷、字並木、字蛇ヶ尻、字木戸谷、字木戸、字東佐野、字東佐野澤、字宮前、字新林、字入子、字中岳、字へナ、字西ノ内、字長者谷、字千場及び字宮ノ下、五反田字町道上、字道祖神前、字亀田、字亀田台、字宮下、字宮前、字栗島、字長谷、字長谷台、字小島台、字長谷頭、字房作及び字追分、林字房谷、字後部田、字上屋敷、字池ノ端、字谷堤、字木ノ下、字宮谷、字宮ノ脇、字宮之後、字宮ノ前、字新林、字宮脇、字宮田、字長谷、字渡戸、字向台、字池向、字大干場、字金成台、字踊台、字菅谷、字新畑、字遠菅谷、字馬場先、字三夜台、字菅谷台、字菅谷向台、字榎台、字長谷台、字長作台及び字向鍔矢、水戸字水戸台、字海老谷、字海老谷台、字海老屋、字海老や、字長沼、字海老屋台、字内ぼっく、字谷ノ内、字西ノ台、字西ノ谷、字鍔矢、字高岡台及び字中ノ谷、島字巢越、船越字下巢越、字上巢越、字大塚、字戸上下、字大流溝、字堂谷下、字谷原、字中沖、字栗田、字外谷、字大境及び字新谷並びに牛尾字三ツ又及び字外谷の各一部の区域

千葉県告示第二百二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特

別地区を次のとおり変更した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

山武郡芝山町殿部田字柳谷、字後谷、字土手内、字柳、字定使免、字稻荷橋、字行人塚、字奥寺谷、字登内、字二枚戸、字俣田谷、字奥柳、字切通、字羽黒谷、字池ノ内、字厚朴台、字神門寺、字愛宕台、字池下、字上敷及び字草倉、上吹入字膳棚及び字谷津、下吹入字遠谷津、高谷字庚申台、字岩ヶ台、字丸山下、字御山、字ゼナ及び字俣田台、小原字字谷ノ上、字十郎畑、字ヒタラ塚、字庄作及び字大谷、境字境谷、字半蔵、字山ノ台、字上郷、字中峠、字五丈、字七十目及び字右京塚、大里字小谷下、字笹山、字中堀込、字八反町、字住母家下、字小宮木及び字畔角坊、菱田字下金沢、字大寒田、字中間程、字一ツ橋、字殿辺田、字西ノ内、字和田、字漆谷、字高野、字清水、字浅間、字下間程、字念仏面、字下小屋場及び字大堤並びに香山新田字丸山、字念仏面、字小屋場台、字大久保及び字本蔵院の全部の区域並びに殿部田字宮台、字中畑、字三種田、字三反町、字曲輪及び字寺前、下吹入字宮後、字瓜台、字近谷津、字長谷、字宮脇及び字池ノ内、高谷字小ノ谷、字奥出戸、字出戸、字折戸、字赤坂及び字段小路、小原字字上ノ山、字宮ノ後、字松葉崎、字辺田、字上楽、字谷窪、字砂郷、字浅間、字一本松、字日影、字谷ノ下、字井竜田、字牧ノ田、字白田、字小山台、字鶴巻、字宮城、字菅ノ谷、字牛田台、字一ノ坪、字田中、字辻、字不動下、字戸渡台、字向ノ下、字榎台、字宮前、字仲ノ峠及び字化塚前、境字鷲ノ宮、字所田谷、字松ヶ崎、字四百目、字御園及び字後、大里字腰巻、字龍ヶ谷、字長門地、字長作、字小堤、字中峠、字城、字二太郎塚、字宿、字天王台、字松ノ木、字小谷、字加茂、字北、字鹿島、字井戸谷、字稻荷下、字笠掛、字田辺野、字田辺野台、字御田谷、字石仏、字上笠掛、字田向、字大作、字台谷、字打越谷、字住母家、字横山、字城下、字大殿台、字遠宮木、字長津、字浅間、字浅間後、字長田、字宮木、字谷津、字門下、字白樹、字山王、字打越、字内堀、字上台、字渡戸、字遠ノ台、字大谷及び字一ノ坪、菱田字堀尻、字上堀尻、字安戸、字金沢、字水初、字小寒田、字木の根台、字猿待塚、字宮田台、字宮田、字上小屋場、字上金沢、字大谷、字間程、字中谷台、字中谷津、字奥谷、字鶴巻、字東谷、字籠庭、字台ノ下、字荻作、字辺田、字東、字広東地、字赤台、字辺田ノ下、字辺田ノ台、字平通寺、字山木、字時谷、字根切台、字野中、字大関台、字瓜ヶ谷、字井戸谷、字千部塚、字下三堀、字中宿、字宿、字奥耕地及び字打越、香山新田字横山、字安戸台、字上堀ノ尻、字下堀尻台、字間程台、字雨堤、字金沢台及び字小金堀台、小池字丸辺、字谷津及び字宮城、大台字開化、字藤ヶ作、字姫宮、字御山下、字御山、字一本松、字出口、字下谷坊、字上細子、字下細子、字木出、字大日下、字池ノ内、字南宮作、字北宮

作、字宮門城、字元宿、字上居合、字居合台、字豊馬及び字根崎、高田字東台、字窪田及び字房ノ内、宝馬字宝馬及び字出口向、山田字庚塚、字並塚、字一本松、字籠作及び字金堀、岩山字谷向、字上谷、字五十石、字五十石台、字浅川山、字金塚、字谷、字向谷、字鶯ヶ木、字平野脇及び字平野並びに朝倉字官並台、字入谷、字南谷台、字グミノ木及び字深田台の各一部の区域

千葉県告示第二百二十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、横芝光都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

横芝光都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

山武郡横芝光町栗山字西大谷、字南蒲沼、字後サコテ、字伊古田、字東伊古田、字上大谷、字前畑、字沢山及び字堂脇、横芝字宮下及び字西境田、古川字南、字古里、字馬嶽、字堀合、字沖田、字東、字前川田、字荒神及び字新田、坂田字道龍及び字新田前、両国新田字屋敷脇、字屋敷後、字屋敷前、字立町、字敷成、字荻野、字小松、字高野、字向高野、字菱野、字向菱野、字郷子及び字丁字口、芝崎南字五反、芝崎字海老崎、於幾字踊台、字橋本、字小沼、字大沼、字大縄場、字北沖下、字仲沖下、字島ノ内、字竹ノ後、字榎町、字札前、字雨田、字熱田、字川口田及び字西田、寺方字川田、字永町、字白水、字振子下、字西中島、字西中島新田、字東中島、字東中島新田及び字辺田前、曾根合字前田、字仲場、字坊ノ前、字下呉、字振子下、字後ノ町、字沼、字中島前、字川田及び字車地藏、宝米字宮ノ下、字宮下、字宮原、字曲ノ内、字四反目、字舟戸上、字中曾根、字運上、字塙上、字柳島、字寺ヶ谷、字芳根及び字船戸、小堤字上宮台、字永町、字白水、字老町歩、字仲田、字日吉下、字下川田、字上川田、字熱田、字葎場、字曲町及び字下宮台、木戸台字塙の上、字縄添、字東川田、字西川田、字上滝ノ下、字溝之内、字吹上及び字宿ノ下、虫生字道六神、富下字下川、字大道、字新浜、字中割及び字上川、新井字矢掛、字矢掛台、字二ノ原及び字子安番外並びに谷台字西耕地、字東耕地、字向、字堰場、字宮台、字町田、字荒場、字砂郷、字前畑、字吹谷及び字僧ヶ台の全部の区域並びに栗山字サコテ、字向ミコロタ、字籠作、字高田、字関内、字上野、字柳立、字広手、字西柳立、字小六郎寺、字庚申、字上庚申、字東大谷、字ミコロタ、字田向、字内埜、字中沢、字中沢田、字上沢、字畑ノ内、字稲荷、字道面、字上堂面、字沢田、字鶴巻及び字大鳥、横芝字野々合、字西松ヶ枝、字喜志台、字川田、字松本、字原田、字向根、字折戸及び字東松ヶ枝、古川字龍ヶ塚、字引舟、字水田前及び字石

合、坂田字中郭、字寺前、字折戸、字境田、字広町、字町田及び字幸改田、坂田池字東二境田及び字西境田、两国新田字葭場、芝崎南字水神前及び字辰巳、芝崎字辺田前、字西前、字西ノ山及び字西脇、於幾字南前及び字村内、寺方字辺田、字寺ノ下、字振子、字振子上、字脇ノ山及び字居子田、宝米字塙、字北ノ上、字大黒、字大部田、字仲ノ内、字表、字貝柄及び字中島、小堤字下和田、字上和田、字吉原、字日吉、字日吉台及び字上郷、木戸台字後街道、字花井戸、字羽抜、字居合及び字新屋敷、虫生字海老崎、字ミノワタ、字迎山、字迎田、字迎畑及び字入、富下字町後、字町、字居下及び字西、新井字舞台、字白幡前、字矢井道、字池口、字申畑、字大坂、字萩山、字谷津及び字舟戸谷、傍示戸字石井戸下、字門、字五反町、字城ノ台及び字六畝町、牛熊字東耕地並びに中台字大岳、字新屋敷、字新屋敷台、字松和田、字永作、字六十塚、字新井堀、字石神、字遠西台、字宮台、字山伏作、字砂月、字子ノ神、字上仇市、字仇市、字鶴井畑、字中岳、字石作台、字大木戸、字向地、字台、字東長山、字西長山、字上石作、字宮ノ作、字宮前及び字桜前の各一部の区域

千葉県告示第二百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区を次のとおり変更した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 都市計画の種類及び名称

さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区

二 都市計画を定める土地の区域

山武市松尾町山室字舟ヶ谷及び字長山の各一部の区域

千葉県告示第二百三十一号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十七条ただし書の規定により、千葉県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年千葉県条例第十九号)第二条第一項に規定する流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を次のとおり指定した。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 出納取扱金融機関

名	称	指 定 年 月 日
株式会社千葉銀行		令和二年四月一日

二 収納取扱金融機関

名	称	指 定 年 月 日
株式会社京葉銀行		令和二年四月一日

公 告

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第二百二十四号に係る成田都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第二百二十五号に係る下総都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第二百二十六号に係る大栄都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第二百二十七号に係る多古都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十

一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第二百二十八号に係る芝山都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第二百二十九号に係る横芝光都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書の縦覧

令和二年千葉県告示第二百三十号に係るさんむ都市計画航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

訓 令

千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和二年四月一日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県訓令第9号

千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準（昭和四十一年千葉県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

3 次条の規定による補償をする場合における第一項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償）

第二十八条の二 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となつていない場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第一項後段の規定により補償することとなつた建物が配偶者居住権の目的となつていない場合についても、同様とする。

第三十七条第二項中「及び借家人」を、「借家人及び配偶者居住権を有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の千葉県施行の公共事業に伴う損失補償基準の規定にかかわらず、この訓令の施行の際現に土地等の権利者と補償について協議中のものについては、なお従前の例によることができる。

正

誤

令和元年八月二十日付け県報第一三四五五号中

（都市計画課）

ページ	段	行	誤	正
三	上	前 二 前 から 一	字掘越 ケ沢及び字次郎四郎入	字掘越 久住中央四丁目

本 庁
出先機関

購読料

月ぎめ
一部 一箇月、八〇〇円(送料を含む。)
一部 一八円

発行者
定期購読申込先
一部売り申込先

千葉市中央区市場町一番一
千 〇四三(二二三) 二一五二
葉 〇四三(二二三) 二六五八
県

下
二 前から一
字小菅谷津
字小菅谷津